

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 7 月 11 日

更新日：令和 7 年 3 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ミヤザキケンミヤザキシキリシマイッチョウメイチバンチイチ
(〒 880-8556) 宮崎県宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1

名称（フリガナ）：ヨリヨキミヤザキギユウゾクリタイサクキョウギカイ
より良き宮崎牛づくり対策協議会

代表者（管理人）の氏名：会長 坂下 栄次

ウェブサイトのアドレス：<http://www.miyazakigyu.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第二類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：宮崎牛（ミヤザキギユウ）、Miyazaki Gyu、Miyazaki Wagyu, Miyazaki Beef

4 明細書の変更

より良き宮崎牛づくり対策協議会（以下「協議会」）は、法 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

① 品種及び父牛の血統の確認

協議会事務局は、肥育牛のと畜前に、全国和牛登録協会発行の子牛登記書（別紙 1）又はこれに準ずる書類（人工授精証明書（別紙 2）及び種別証明書（写）（別紙 3））により品種及び父牛の血統を確認する。

② 出生地、最長飼養地及び血統（父牛）の確認

協議会事務局は、肥育牛のと畜前に、独立行政法人家畜改良センター提供の個体識別情報（別紙 4）により、出生地、最長飼養地を確認する。

③ 肉質等級の確認

協議会事務局は、肥育牛の枝肉について、公益社団法人日本格付け協会が発行する牛枝肉格付明細書（別紙 5）により肉質等級を確認する。

協議会事務局は、前記①から③の情報を「宮崎牛確認システム」に入力（別紙6）し記録として保存する。また、協議会事務局は、前記①から③の全ての要件を満たす肥育牛のみを「宮崎牛確認システム」において宮崎牛として登録し、登録標章（登録標章）が付された「宮崎牛証明書（別紙7）」の発行を可能とする。

6 明細書適合性の指導

協議会事務局は、品種、出生地及び最長飼養地、血統の基準に従った生産が行われていない場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたのにもかかわらず、それに従わない場合には、協議会事務局は、是正が図られるまで当該生産者の生産した牛肉を「宮崎牛」として出荷することを禁止し、又は、当該生産者について、除名することができる。

7 地理的表示等の使用の確認

協議会会員は、品種、出生地及び最長飼養地、血統、肉質等級の基準をいずれも満たしている牛肉にのみ、地理的表示である「宮崎牛、Miyazaki Wagyu, Miyazaki Beef」及び登録標章が使用されているかどうかを確認し、記録を作成する。協議会事務局はこの記録を確認し、以下の牛肉が無いことを確認する。

また、協議会総会、流通専門部会等において、登録標章の貼付ルールについて周知徹底を図る。

- ① 出生地、最長飼養地、血統、枝肉の基準、最終製品の全ての基準を満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「宮崎牛、Miyazaki Wagyu, Miyazaki Beef」及び登録標章の表示がされている場合。
- ② 地理的表示である「宮崎牛、Miyazaki Wagyu, Miyazaki Beef」のみを表示している場合
- ③ 登録標章のみを表示している場合
- ④ 地理的表示である「宮崎牛、Miyazaki Wagyu, Miyazaki Beef」に類似する表示又は登録標章に類似する表示がされている場合

8 地理的表示等の使用の指導

協議会事務局は、協議会会員が以下の場合に該当する場合は、「宮崎牛、Miyazaki Wagyu, Miyazaki Beef」及び登録標章を使用した協議会会員に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらず是正しない場合には、協議会事務局は、当該会員を除名することができるものとする。

- ① 出生地、最長飼養地、血統、枝肉の基準、最終製品の全ての基準を満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「宮崎牛、Miyazaki Wagyu, Miyazaki Beef」及び登録標章が使用されている場合。
- ② 地理的表示である「宮崎牛、Miyazaki Wagyu, Miyazaki Beef」のみを表示している場合
- ③ 登録標章のみを表示している場合
- ④ 地理的表示である「宮崎牛、Miyazaki Wagyu, Miyazaki Beef」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

協議会は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として、年度終了後3ヶ月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添 5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、協議会が作成した確認実績集計表
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

協議会は、前記 9 において提出した資料に加えて、以下の資料を宮崎県経済農業協同組合連合会畜産部肉用牛課の事務所に 5 年間保存するものとする。

- (1) 子牛登記証明書 (写)
- (2) 人工授精証明書 (写)
- (3) 種別証明書 (写)
- (4) 出荷牛の個体識別情報 (写)
- (5) 牛枝肉格付明細書 (写)

[illegible]